

## エ 崎津・今富景観形成地域

事項	基準
建築物等の外観 広告物に関する事項	附帯する広告物は自家用広告物に限る。1事業所等につき10平方メートル以内とし、1表示面積は5平方メートル以下とする。(漁村景観形成ゾーンのみ) 附帯する広告物は自家用広告物に限り、建築物及び周辺景観と調和するよう努めるものとする。(農村景観形成ゾーンのみ) 屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。 壁面に設ける広告物は、規模、意匠・形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。
広告物に関する事項	一般広告物の掲出は原則として行わない。 自家用広告物の表示については、1事業所等につき10平方メートル以内とし、1表示面積は5平方メートル以下とする。(漁村景観形成ゾーンのみ) 自家用広告物の表示については、周辺景観と調和するよう努めるものとする。(農村景観形成ゾーンのみ) 広告物の意匠・形態については、周辺の景観に調和するものとし、多色使いを避け基本的に3色以下とする。 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいもので質感豊かな材質を用いるものとする。

## 2 天草市の特定施設届出地区に係る基準

(1) 対象区域 次の表に掲げる路線の路端から両側20メートル以内の範囲

路線名	始点	終点
国道266号	国道324号との交点	道目木隧道入口

(2) 対象行為

特定施設(天草市景観条例第2条第5号に規定する特定施設をいう。以下同じ。)及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部または一部が前号の区域に係るもの的新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物を掲出する物件の設置、変更または改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するよう配慮する。 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 広告物については、表示面積を極力小さく、設置数は少なくし、その沿道で統一性のとれたものに努めるものとする。 色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	広告塔、広告板その他的工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努めるものとする。
その他	のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努めるものとする。

## 3 天草市の景観計画区域に係る基準

(1) 対象区域 天草市全域

## (2) 対象行為

(1)の対象区域内（1－(1)の区域を除く。）における大規模行為（天草市景観条例第2条第6項第2号の行為をいう。）で、屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置、変更または改造に係るもの（2－(2)に掲げる行為を除く。）

## (3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
建築物、工作物	位置 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退した位置とすること。
	意匠 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 附帯する広告物は、表示面積を極力小さく、設置数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩 色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
	材料 周辺の景観と調和するような材料を使用すること。

## 熊本県告示第432号

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定める。

令和元年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 菊池市の区域における屋外広告物に関する事項

## 1 菊池市の景観形成重点地区に係る基準

## (1) 対象区域 次の表のとおり

路線名	始点	終点	区域の範囲
市道上町北宮線	栄屋旅館	山田薬局	御所通り沿線
市道大琳寺木庭橋2号線及び城山築地線	築地井手	築地井手と菊池川との交点	亘地区・築地地区

## (2) 対象行為

ア 対象区域内における建築物等（菊池市景観条例（平成29年条例第2号）第2条第1号の建築物等をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）

の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの。

イ 対象区域内における屋外広告物で、次に掲げるものの設置及び外観の変更で表示面積が1平方メートルを超えるもの。

## (3) 基準 次の表のとおり

ア 建築物の建築等

事項	基準
外観	位置 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退した位置とする。
	意匠 周辺の景観と調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 附帯する広告物は、できる限り小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩 （共通）周辺の景観との調和に配慮するよう努める。 外壁（基調色）は、落ち着いた印象を持つ、低彩度・低明度の暖色系色相とする。 外壁（強調色）は、色彩が過剰にならないよう配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。
	マンセル値 外壁の基調色の彩度は、次の値以下とする。 色相が赤（R）系、黄赤（YR）系：彩度6、色相が黄（Y）系：彩度4、その他の色相：彩度2
材料	周辺景観と調和するような材料を使用する。

イ 工作物の建設等

事項	基準
外観	位置 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。
	意匠 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
	色彩 建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。

	材料	耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いる。
屋外広告物の設置又は外観の変更		設置数をできるだけ少なくするとともに、表示面積を小さくし、規模、意匠、形態は周辺の景観に調和するようとする。 耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いる。 色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。 のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないようにする。

## 2 菊池市の特定施設届出地区に係る基準

## (1) 対象区域 次表に掲げる路線の路端から両側20メートル以内の範囲

路線名	始点	終点
国道325号	山鹿市との境界	大津町との境界
国道387号	合志市との境界	大分県日田市との境界
県道菊池鹿北線	国道387号との交点	山鹿市との境界
県道菊池赤水線	国道387号との交点	大津町との境界
県道熊本菊鹿線の一部	国道325号との交点	市道高田橋小野崎線との交点
県道阿蘇公園菊池線	国道387号との交点	阿蘇市との境界
県道植木インター菊池線	国道387号との交点	熊本市北区との境界
県道鯛生菊池線	国道387号との交点	大分県日田市との境界
県道二重峠菊池線の一部	県道菊池赤水線との交点	市道迫水線との交点
県道日生野隈府線	県道菊池赤水線との交点	市道迫水線との交点
県道原植木線の一部	市道妻越泗水線の一部	市道迫水線との交点
市道大琳寺木庭橋線	国道387号との交点	県道菊池赤水線との交点
市道西迫間寺小野線の一部	県道鯛生菊池線との交点	市道西迫間玉祥寺線との交点
市道古川伊倉線の一部	国道387号との交点	市道伊倉線との交点
市道袈裟尾辺田線	国道325号との交点	県道菊池鹿北線との交点
市道高田橋小野崎線	県道熊本菊鹿線の一部との交点	県道植木インター菊池線との交点
市道小野崎森北線	県道植木インター菊池線との交点	国道325号との交点
市道田島住吉線の一部	国道387号との交点	国道387号との交点
市道旭志中央線	県道原植木線の一部との交点	国道325号との交点
市道岩本片川瀬線の一部	市道伊萩平線との交点	市道高柳深窪線との交点
市道西迫間玉祥寺線	市道西迫間寺小野線の一部との交点	市道切明稗方の一部との交点
市道松山原団地線の一部	市道切明稗方の一部との交点	県道菊池鹿北線との交点
市道切明稗方の一部	市道西迫間玉祥寺線との交点	県道菊池鹿北線との交点
市道亘深川線	国道387号との交点	県道菊池赤水線との交点
市道高柳深窪線	市道岩本片川瀬線の一部との交点	大津町との境界
市道半尺穴川1号線	市道中片湖面橋線との交点	県道鯛生菊池線との交点
市道中片湖面橋線	市道寺小野上虎口線との交点	県道鯛生菊池線との交点
市道竜門ダム右岸支線	市道竜門ダム堤体本線との交点	市道中片湖面橋線との交点
市道竜門ダム堤体本線	県道鯛生菊池線との交点	市道中片湖面橋線との交点
市道篠倉原本村線	国道387号との交点	県道日生野隈府線との交点
市道鳳来2号線	県道鯛生菊池線との交点	市道聖護寺線との交点
市道聖護寺線	市道鳳来2号線との交点	市道聖護寺線の終点
市道迫水線	市道古川伊倉線の一部との交点	県道原植木線の一部との交点
市道伊倉線	市道篠倉原本村線との交点	市道古川伊倉線の一部との交点
市道野間口線	国道325号との交点	県道植木インター菊池線

		との交点
市道伊萩平線	県道原植木線の一部との交点	市道岩本片川瀬線の一部との交点
市道妻越泗水線の一部	市道田島住吉線の一部との交点	県道原植木線の一部との交点

## (2) 対象行為

特定施設（菊池市景観条例第2条第6号に規定する特定施設をいう。以下同じ。）及び同一敷地内でこれに附帯する施設であつて、その敷地の全部又は一部が前号の区域に係るもの的新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

## (3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するよう配慮する。 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものとする。 色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮する。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、できる限り根締めとなる修景緑化をする。
その他	のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないようにする。

## 3 菊池市の一般地域に係る基準

## (1) 対象区域 (次の図において区域境界線により区切られる地域。)

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県北広域本部土木部に据え置いて縦覧に供する。）

## (2) 対象行為

(1)の対象区域内（1-(1)の区域を除く。）における一定規模以上の行為等及び大規模行為等（菊池市景観条例第9条各号に掲げる行為をいう。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（2-(2)に掲げる行為を除く。）

## (3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
屋外広告物の表示等に関する事項	眺望の妨げや背景との調和を乱さないよう、位置や形状、規模、色彩等に配慮する。 広告物が、田園地帯や山間部の自然景観を阻害しないよう配慮する。 周辺の景観に配慮し、広告物の面積、高さ数量は必要最低限とする。 建築物・工作物と一体感のある意匠・色彩となるよう工夫する。 地色と文字色の反転、切り文字とするなどの配慮により、洗練されたデザインとなるよう配慮する。 複数の広告物が連立する場合は、大きさや色彩、方向などを揃え、一定の統一感が出るよう配慮する。 自家用以外の貸し広告等を控える。 耐久性に優れた素材を用い、定期的な維持管理に努める。 安全上の理由等を除き、蛍光色や原色、反射材などの使用を避ける。 広告物の照明については、光害を防止し、必要以上

	の点滅や回転を避ける。 地区・地域の特性に配慮した夜の風景の演出を工夫する。
--	---

**熊本県告示第433号**

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定める。

令和元年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

**宇城市的区域における屋外広告物に関する事項****1 宇城市的景観形成地域に係る基準****(1) 対象区域**

ア 三角西港文化的景観地区（次の図において区域境界線により区切られる地域。）  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。)

**イ 三角臨界景観形成地域**

(ア) 戸馳島周辺景観形成ゾーン（次の図において区域境界線により区切られる地域。）  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。)

(イ) 沿道景観形成ゾーンA-1（次の図において区域境界線により区切られる地域。）  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。)

(ウ) 沿道景観形成ゾーンA-2（次の図において区域境界線により区切られる地域。）  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。)

**(2) 対象行為**

ア 対象区域内における建築物等（宇城市景観条例（平成25年条例第17号）第2条第2項に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

イ 対象行為内における屋外広告物で、次に掲げるものの設置及び外観の変更

(ア) はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕及びアドバルーンで、90日を超えて継続して掲出又は表示するもの

(イ) (ア)以外の広告物で、表示面積が1平方メートルを超えるもの

**(3) 基準 次の表のとおり****ア 三角西港文化的景観地区**

事項	基準
建築物等の外観 の外観	附帯する広告物は自家用広告物に限る。1事業所等につき10平方メートル以内、1表示面積は5平方メートル以下とするよう努める。 屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。 壁面に設ける広告物等は、規模、意匠、形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。 のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。
独立工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)	電柱広告は、できるだけ行わないよう努めるとともに、色彩は、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。

広告物に関する事項	位置は、道路からできる限り後退させるように努めるものとする。 海岸沿いにおいては、海側の通路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。 設置数を極力抑えるとともに、規模、意匠、形態は、周辺の景観に調和するよう努めるものとする。 材料は、耐久性、対候性に優れ、たい色、はく離など起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。 色彩は、周辺の景観との調和に配慮するものとし、周辺の自然景観、集落の基調となじむように努めるものとする。
-----------	---

イ 三角臨海景観形成地域  
戸馳島周辺景観形成ゾーン、沿道景観形成ゾーンA-1及びA-2

事項	基準	
建築物等の外観	広告物に関する事項	屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。 壁面に設ける広告物等は、規模、意匠、形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。
独立工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)		電柱広告は、できるだけ行わないよう努めるとともに、色彩は、周辺の景観との調和に配慮するよう努めるものとする。
	広告物に関する事項	位置は、道路からできる限り後退させるように努めるものとする。 海岸沿いにおいては、海側の通路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。 設置数を極力抑えるとともに、規模、意匠、形態は、周辺の景観に調和するよう努めるものとする。 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離など起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。 色彩は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 周辺の自然景観、集落の基調となじむように努めるものとする。(沿道景観形成ゾーンA-2を除く。) 周辺の景観との調和が図れるものとし、多色の使用を避けるように努めるものとする。(沿道景観形成ゾーンA-2のみ)

## 2 宇城市の特定施設届出地区に係る基準

## (1) 対象区域 次表に掲げる路線の路端から両側20メートル以内の範囲

路線名	始点	終点
国道3号	宇城市と宇土市との境界	宇城市と氷川町との境界
県道八代鏡宇土線	宇城市と宇土市との境界	国道3号との交点
国道57号	宇城市と宇土市との境界	三角西港文化的景観地区との交点
国道218号	国道3号との交点	県道松橋インター線との交点
国道266号	宇城市と熊本市との境界	三角臨海景観形成地域との交点

## (2) 対象行為

景観形成地域における届出対象行為を除く特定施設（宇城市景観条例第2条第5項に規定する特定施設をいう。）及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が前号の区域に係るもの的新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

## (3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
----	----

特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。隣接する施設相互において沿道から見て連携性の保てる位置とする。 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努めるものとする。 色彩・材料はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。 無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着きのある色彩・材料とする。 ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ア 外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の5分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色 (ただし、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。) イ 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ウ 航空法その他の法令に基づき設置するもの エ 市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの *質の高いデザイン（色彩を含む。）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの *植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないものなど 宇城市らしさを感じさせる地場産の材料を取り入れるように努める。 耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努めるものとする。
その他	のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努めるものとする。

### 3 宇城市の大規模な行為等届出地区に係る基準

(1) 対象区域 宇城市全域

(2) 対象行為

景観形成地域の届出行為及び特定施設届出地区の届出行為を除く(1)の対象区域内における大規模行為（宇城市景観条例第2条第6項各号に掲げる行為をいう。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
位置	道路等の公共用地に接する敷地境界線から建築物の新築・増築は、極力後退した位置とする。
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。 周辺の景観と調和するような材料を使用する。 無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など

		<p>周辺景観との調和に配慮した落ち着きのある色彩・材料とする。</p> <p>ただし、次に該当するものは、この限りではない。</p> <p>ア 外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の5分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色（ただし、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。）</p> <p>イ 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩</p> <p>ウ 航空法その他の法令に基づき設置するもの</p> <p>エ 市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの</p> <p>*質の高いデザイン（色彩を含む。）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの</p> <p>*植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないものなど</p> <p>宇城市らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。</p> <p>耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。</p>
--	--	---

**熊本県告示第434号**

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定める。

令和元年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

**阿蘇市の区域における屋外広告物に関する事項****1 阿蘇市の特定施設届出地区に係る基準****(1) 対象区域 次表に掲げる路線の路端から両側20メートル以内**

路線名	始点	終点
国道57号	阿蘇市と南阿蘇村との境界	国道265号との交点

**(2) 対象行為**

対象区域内における特定施設（阿蘇市条例（平成26年条例第34号）第2条第5項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が前号の区域に係るもの的新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

**(3) 基準 次の表のとおり**

事項	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず、周辺との調和を乱さないものとする。 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。
その他	のぼり、ぼんぼり、広告網等についてはできるだけ行わないよう努める。

## 2 阿蘇市の大規模行為届出地区に係る基準

## (1) 対象区域 阿蘇市全域

## (2) 対象行為

(1)の対象区域内（1－(1)の区域を除く）における大規模行為（阿蘇市景観条例（平成26年条例第34号）第2条第6項各号に掲げる行為をいう。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（1－(2)に掲げる行為を除く。）

## (3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
位置	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
材料	周辺の景観と調和するような材料を使用すること。

## 熊本県告示第435号

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定める。

令和元年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 南小国町の区域における屋外広告物に関する事項

## 1 南小国町の景観形成地域に係る基準

## (1) 対象区域

北外輪山周辺景観形成地域（南小国町エリア）（次の図において区域境界線により区切られる地域のとおり）  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）

## (2) 対象行為

ア 対象区域内における建築物等（南小国町景観条例（平成26年南小国町条例第12号）第2条第2項の建築物等をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

イ 対象区域内における屋外広告物で、次に掲げるものの設置及び外観の変更

（ア）はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕及びアドバルーンで、90日を超えて継続して掲出又は表示するもの

（イ）（ア）以外の広告物で、表示面積が1平方メートルを超えるもの

## (3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
広告物に関する事項	位置は道路からできる限り後退し、意匠、形態、規模、材料、色彩等については地域の基調となる景観との調和に配慮すること。 広告物の掲出数を極力抑え、簡易広告物等はできるだけ掲出しないように努めること。

## 2 南小国町の特定施設届出地区に係る基準

## (1) 対象区域 次表に掲げる路線の路端から両側20メートル以内

路線名	始点	終点
国道212号沿道	阿蘇市との境界	小国町との境界
国道442号沿道	大分県竹田市との境界	小国町との境界

## (2) 対象行為

対象区域内における特定施設（南小国町景観条例第2条第5項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が前号

の区域に係るもの的新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

## (3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
----	----

特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。 色彩、素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。
その他	のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。

## 3 南小国町の大規模行為届出地区に係る基準

(1) 対象区域 南小国町全域

(2) 対象行為

対象区域内（1－(1)の区域を除く。）における大規模行為（南小国町景観条例第2条第6項各号に掲げる行為をいう。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（2－(2)に掲げる行為を除く。）

(3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
位置	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩は、周囲の景観との調和に配慮すること。
材料	周辺の景観と調和するような材料を使用すること。

## 熊本県告示第436号

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定める。

令和元年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 小国町の区域における屋外広告物に関する事項

## 1 小国町の一般区域に係る基準

(1) 対象区域 小国町全域

(2) 対象行為

対象区域内における大規模行為（小国町景観条例（平成26年条例第21号）第2条第6項各号に掲げる行為をいう。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
位置	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩は、周囲の景観との調和に配慮すること。
材料	周辺の景観と調和するような材料を使用すること。

**熊本県告示第437号**

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定める。

令和元年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

**産山村の区域における屋外広告物に関する事項****1 産山村の景観形成地域に係る基準****(1) 対象区域**

北外輪山周辺景観形成地域（産山村エリア）（次の図において区域境界線により区切られる地域のとおり）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）

**(2) 対象行為**

ア 対象区域内における建築物等（産山村景観条例（平成26年条例第15号）第2条第2項の建築物等をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

イ 対象行為内における屋外広告物で、次に掲げるものの設置及び外観の変更

（ア）はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕及びアドバルーンで、90日を超えて継続して掲出又は表示するもの

（イ）（ア）以外の広告物で、表示面積が1平方メートルを超えるもの

**(3) 基準 次の表のとおり**

事項	基準
位置	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退し、主要道路から草原景観を望める位置での設置を避け、眺望に配慮すること。
外観	意匠・形態 周辺の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、背景となる草原景観との調和に配慮するよう努めること。
	色彩 外壁の色彩は、草原と調和した落ち着いたものとし、季節の変化に伴う草原の色彩の変化にも調和するよう配慮すること。 敷地内における建築物等は色調を統一するとともに、多色の利用を避けること。
	材料 草原景観と調和するような材料を使用すること。
広告物の設置又は外観の変更	位置は道路からできる限り後退し、意匠、形態、規模、材料、色彩等については地域の基調となる景観との調和に配慮すること。 広告物の掲出数を極力抑え、簡易広告物等はできるだけ掲出しないように努めること。

**2 産山村の景観計画区域に係る基準****(1) 対象区域 産山村全域****(2) 対象行為**

対象区域内（1－(1)の区域を除く。）における大規模行為（産山村景観条例第2条第4項各号に掲げる行為をいう。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

**(3) 基準 次の表のとおり**

事項	基準
位置	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
外観	意匠 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩 色彩は、周囲の景観との調和に配慮すること。
	材料 周辺の景観と調和するような材料を使用すること。

**熊本県告示第438号**

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定める。

令和元年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 高森町の区域における屋外広告物に関する事項

## 1 高森町の景観形成地域に係る基準

## (1) 対象区域

南阿蘇景観形成地域（高森エリア）（次の図において区域境界線により区切られる地域のとおり。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）

## (2) 対象行為

ア 対象区域内における建築物等（高森町景観条例（平成26年条例第20号）第2条第2項の建築物等をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

イ 対象区域内における屋外広告物で、次に掲げるものの設置及び外観の変更

（ア）はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕及びアドバルーンで、90日を超えて継続して掲出又は表示するもの

（イ）（ア）以外の広告物で、表示面積が1平方メートルを超えるもの

## (3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
外観 広告物に関する事項	屋上には、広告物を設けないよう努めること。 壁面に設ける広告物は、規模、形状、意匠、色調等が建築物本体と調和するよう努めること。 のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めること。
広告物に関する事項	位置は、道路からできる限り後退させるよう努めること。 規模、形状、意匠、色調は、周辺の景観に調和するよう努めること。 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいもので質感豊かなものを用いるよう努めること。

## 2 高森町の特定施設届出地区に係る基準

## (1) 対象区域 次表に掲げる路線の路端から両側20メートル以内

路線名	始点	終点
国道265号	阿蘇市との市町境	国道325号との交点
国道325号	山都町との町境	宮崎県高千穂町との町境
県道仏原高森線	南阿蘇村との町村境	主要地方道熊本高森線との交点
県道高森停車場線	高森駅	主要地方道熊本高森線との交点
県道清和高森線	山都町との町境	主要地方道熊本高森線との交点
県道津留柳線	山都町との町境	主要地方道高森波野線との交点
県道上色見草部線	阿蘇市との市町境	国道325号線との交点
県道河原新波野線	阿蘇市との市町境	主要地方道高森波野線との交点
主要地方道熊本高森線	南阿蘇村との町村境	山都町との町境
主要地方道高森波野線	宮崎県高千穂町との町境	阿蘇市との市町境
主要地方道竹田五ヶ瀬線	大分県竹田市との市町境	宮崎県高千穂町との町境
色見環状線	高森町	国道265号線との交点
西丁角河原線	国道265号線との交点	南阿蘇村との町村境
西原前原線	色見環状線との交点	高森町前原との交点
前原日ノ尾峠線	高森町前原との交点	高森町日ノ尾峠との交点
大村前原線	国道265号線との交点	高森町大村との交点
大戸ノ口本河原線	阿蘇市との市町境	県道河原新波野線
畦数線	主要地方道高森波野線との交点	大分県竹田市との交点

味鳥多々野線	主要地方道高森波野線との交点	高森町多々野との交点
片山下山線	高森町片山との交点	高森町下山との交点
永野原宮原線	国道325号線との交点	高森町宮原との交点
社倉水迫線	高森町社倉との交点	高森町水迫との交点
山ノ口藏地線	高森町山ノ口との交点	県道津留柳線との交点

## (2) 対象行為

対象区域内における特定施設（高森町景観条例第2条第5項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が前号の区域に係るものの新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

## (3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。
その他	のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。

## 3 高森町の大規模行為届出地区に係る基準

## (1) 対象区域 高森町全域

## (2) 対象行為

対象区域内（1－(1)の区域を除く。）における大規模行為（熊本県景観条例第2条第6項各号に掲げる行為をいう。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（2－(2)に掲げる行為を除く。）

## (3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
位置	道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退した位置とすること。
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周囲の景観との調和に配慮すること。
	色彩は、周囲の景観との調和に配慮すること。
材料	周囲の景観と調和するような材料を使用すること。

**熊本県告示第439号**

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定める。

令和元年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 西原村の区域における屋外広告物に関する事項

## 1 西原村の景観形成地域に係る基準

## (1) 対象区域

熊本空港周辺景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域のとおり）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県県央広域本部土木部に据え置いて縦覧に供する。）

(2) 対象行為

対象区域内における建築物等（西原村景観条例（平成26年条例第15号）第2条第2項の建築物等をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

事項	基準	
建築物の位置	道路からの位置	県道の道路境界から20メートル以上後退するよう努める。ただし、既存集落等における住宅等については、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。
	配置	敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置などを勘案し、釣合いのとれた配置とする。遠景となる阿蘇外輪あるいは肥後台地と調和のとれる位置とする。
建築物の外観	意匠・形態	地域の基調となる景観との調和を図り、地域における景観のまとまりを保つことに配慮するとともに、遠景との調和に配慮するものとする。 田園の広がりある景観を保つものとする。
	材料	材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいものを用いるものとする。 材料は、周辺の景観と調和のとれるものを用い、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮するものとする。特に、緑との調和に留意する。
工作物	色彩	外壁の色彩は、周辺の自然の緑と調和した落ち着いたものを用いるものとする。 敷地内における建築物、工作物及び広告物を含め、色調を統一するとともに、多色の利用を避けるものとする。 隣接する建築物及び工作物相互における色調の統一・調和が図られるものとする。 季節の変化に伴う自然の色彩の変化にも調和するものとする。
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	電柱広告はできるだけ行わないように努めるものとする。
広告物に関する事項	色調、形状、規模、意匠が周辺の景観に調和したものとする。 しつかりした材質のものを使用し、汚れ、たい色、破損等により周辺の景観との調和を乱さないように努めるものとする。 同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、効果性をふまえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくするとともに、掲出位置についても景観の調和に配慮するものとする。 掲出位置、形状、規模、意匠及びベースとなる色調等について、隣接する相互において統一に努め、広告物による景観の創出により、その地域において統一感ある個性の確立を目指すものとする。 ネオンサイン等照明広告については、光害の防止に努めるとともに、昼間の景観にも配慮したものとする。 蛍光塗料は使用しないよう努めるものとする。 屋上広告物については、屋上あるいは塔屋等の水平投影面からはみ出さないものとし、更に壁面との一体性を持たせることにより、広告物の支持物が見えない構造とする。また、色彩については、建築物の色調と調和するように努めるものとする。	